

# 大阪みなみ日本語学校 規則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本学は、下記のことを目的とする。

- (1) 進学を希望する留学生が、学習を通じて自律的に学ぶ姿勢を身につけ、自らの個性と能力を発揮して国際社会で活躍できる人材を育成し、共生社会の実現に貢献する。
- (2) 外国人技能実習生に対する日本語及びその他の指導を行い、外国人技能実習生が日本で円滑に実習できるように教育する。

(名称)

**第2条** 本学は、大阪みなみ日本語学校という。

(位置)

**第3条** 本学は、大阪府大阪市平野区喜連5-2-38に置く。

(自己点検・評価について)

**第4条** 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(本校則について)

**第5条** 留学生を対象とした校則を第2章～第6章で定め、外国人技能実習生を対象とした校則を第7章で定める。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

**第6条** 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修行期間	収容定員	クラス数	備考
第1部	進学2年コース	2年	60人	3クラス	4月入学
	進学1年9ヶ月コース	1年9月	20人	1クラス	7月入学
	進学1年半コース	1年6月	16人	1クラス	10月入学
	小計		96人	5クラス	
第2部	進学2年コース	2年	60人	3クラス	4月入学
	進学1年9ヶ月コース	1年9月	20人	1クラス	7月入学
	進学1年半コース	1年6月	16人	1クラス	10月入学
	小計		96人	5クラス	
計		192人	10クラス		

(始期・終期等)

**第7条** 本学の各コースは、4月及び7月及び10月に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から9月30日まで

(2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

**第8条** 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4) 春季休業、夏季休業及び冬季休業(年度の開始までに別途定める。)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

**第9条** 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

**第10条** 本学の各コース別の教育課程及び週当たりの週当たりの授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

(1) 進学2年コース

レベル名	時期	文法/会話	読解/文法	読解/会話	漢字/文字・語彙	作文発表	読解対策	聴解対策	JLPT対策文字語彙	JLPT対策文法	JLPT対策聴解	JLPT対策読解	キャリアデザイン	プロジェクトワーク	日本事情	成果発表	合計
初級1	4-6月	15			2	1	1	1									20
初級2	7-10月	15			2	1	1	1									20
初中級	11-12月		14		2	1	1	1						1			20
	1-3月		8		2	1	3	2		3				1			20
中級	4-6月			5	2	1			1	5	2	2	1	1			20
	7月			5	2	1	3	2		5			1	1			20
中上級	8-9月			5	2	1	3	2		5			1	1			20
	10-11月			5	2	1			1	5	2	2	1	1			20
	12-3月			5	2	1				2				2	6	2	20

(2) 進学1年9ヶ月コース

レベル名	時期	文法/会話	読解/文法	読解/会話	漢字/文字・語彙	作文発表	読解対策	聴解対策	JLPT対策文字語彙	JLPT対策文法	JLPT対策聴解	JLPT対策読解	キャリアデザイン	プロジェクトワーク	日本事情	成果発表	合計
初級2	7-10月	15			2	1	1	1									20
初中級	11-12月		14		2	1	1	1						1			20
	1-3月		8		2	1	3	2		3				1			20
中級	4-6月			5	2	1			1	5	2	2	1	1			20
	7月			5	2	1	3	2		5			1	1			20
中上級	8-9月			5	2	1	3	2		5			1	1			20
	10-11月			5	2	1			1	5	2	2	1	1			20
	12-3月			5	2	1				2				2	6	2	20

(3) 進学1年半コース

レベル名	時期	文法/会話	読解/文法	読解/会話	漢字/文字・語彙	作文発表	読解対策	聴解対策	JLPT対策文字語彙	JLPT対策文法	JLPT対策聴解	JLPT対策読解	キャリアデザイン	プロジェクトワーク	日本事情	成果発表	合計
初級2	10月	15			2	1	1	1									20
初中級	11-12月		14		2	1	1	1						1			20
	1-3月		8		2	1	3	2		3				1			20
中級	4-6月			5	2	1			1	5	2	2	1	1			20
	7月			5	2	1	3	2		5			1	1			20
中上級	8-9月			5	2	1	3	2		5			1	1			20
	10-11月			5	2	1			1	5	2	2	1	1			20
	12-3月			5	2	1				2				2	6	2	20

(学習の評価)

**第11条** 学習の評価は、試験成績、平常評価等を総合して決定し、A・B・C・Dの4段階評価とする。ただし、Dは不合格とする。

(教職員組織)

**第12条** 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
  - (2) 主任教員
  - (3) 教員(主任教員を除く) 10人以上(うち専任4人以上)
  - (4) 生活指導担当者 1人以上(うち専任1人以上)
  - (5) 事務職員 1人以上(うち専任1人以上)
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

## 第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

**第13条** 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1)12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2)正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (3)十分な経費支弁能力をもつ信頼のおける経費支弁者を有する者
- (4)日本語学習に対して明確な目的を持ち、継続する意志を有する者
- (5)日本国の法律と大阪みなみ日本語学校の校則を遵守することができる者
- (6)本校の入学者選考に合格した者

(入学時期)

**第14条** 本学への入学は、年3回とし、その時期は、4月、7月及び10月とする。

(入学手続)

**第15条** 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1)本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2)前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3)本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

**第16条** 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、2週間以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

**第17条** 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

**第18条** 転学しようとする者は、その事由を記し、転学先の許可を示したうえで、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

**第19条** 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第11条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して各レベルの修了を認定する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(卒業後の在籍)

**第20条** 卒業者は、卒業日を過ぎても、3月31日まで本校に在籍しているものとし、卒業日から3月31日までを長期休業期間として扱う。ただし、卒業後に帰国を予定している者については、卒業日をもって在籍を終了することとする。

(褒賞)

**第21条** 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

- 第22条** 生徒が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。
- 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
  - 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
    - 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - 正当な理由がなく出席が著しく悪い者
    - 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

**第23条** 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

	進学2年コース	進学1年9ヶ月コース	進学1年半コース
入学検定料	30,000 円	30,000 円	30,000 円
入学金	50,000 円	50,000 円	50,000 円
授業料	1,280,000 円	1,120,000 円	960,000 円
施設・設備費	80,000 円	70,000 円	60,000 円
教材費	80,000 円	70,000 円	60,000 円
個人賠償責任保険	6,000 円	6,000 円	6,000 円
合計	1,526,000 円	1,346,000 円	1,166,000 円

(納入)

- 第24条** 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から授業料を免除することができる。
  - 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。

(滞納)

**第25条** 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(学生証)

**第26条** 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(生徒納付金の返還)

**第27条** 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

- 入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、意思を表明した時期に応じて下記の表の通り返金する。

	入学を辞退する時期			
	入管申請後	COE交付後 (来日前)	COE交付後 (来日後)	入学後
支払い義務が 発生する費用	選考料	選考料	選考料	選考料
	-	入学金	入学金	入学金
	-	-	前期の学費の20%	前期の学費の100%

- 返金に必要な諸経費は差し引きます。
- 査証の発給が拒否された場合、入学金・授業料は返金します。

3. 前項の手続をする場合には、次の必要書類のうち、必要とされるものを本学に提出又は提示するものとする。

- (1) 納付金の領収書
- (2) 事情説明書
- (3) 未使用の「在留資格認定証明書」
- (4) パスポート
- (5) その他、本学が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注:必要書類がそろっていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できないことがある。

(健康保険加入)

**第28条** 在留資格留学を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(忌引)

**第29条** 二親等以内の親族が死亡した場合、下記の期間を忌引き扱いとして欠席にしない。また、親族が海外にいる場合は、死亡後1か月以内に一時帰国する場合は、移動日として忌引き日数に往復で4日間を加える。

祖父母・兄弟	: 5日(一時帰国が必要な場合は9日)
父母	: 7日(一時帰国が必要な場合は11日)
配偶者	: 10日(一時帰国が必要な場合は14日)
子	: 10日(一時帰国が必要な場合は14日)
上記以外の親族	: 1日(一時帰国が必要な場合は5日)

## 第6章 雑則

(寄宿舎)

**第30条** 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

**第31条** 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

## 第7章 外国人技能実習生対象コースの校則

(コース・修業期間・収容定員・始期・終期等・教育課程)

**第32条**

- (1) 始期・終期は非定期。
- (2) 授業時間数、週数、修業期間は実習実施先企業によって異なる。
- (3) 監理団体の作成した講習カリキュラムを、監理団体の指示のもとに実施する。

(休業日)

**第33条** 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
  - (2) 日曜日
  - (3) その他校長が別に定めた日
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

**第34条** 授業の終始時刻は、校長が別に定める。

(修了の認定)

**第35条** 校長は、規定の時間数の講習を修了した者について、修了証書を授与する。

(寄宿舍)

**第36条** 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。